

資料7 諸外国におけるポジティブ・アクション法制の概要

(資料出所:21世紀職業財団HPをもとに作成)

国名	法律名	適用対象	法制の概要	雇用状況の分析	計画の作成	制裁	備考(国の援助等)
イギリス	性差別禁止法	規定なし	特定の仕事について、直前12ヶ月間に一方の性の者が皆無又は比較的少数の場合事業者が次の措置を行うことは、差別に該当しない。 ・女性又は男性のみに対し職業訓練施設の利用を認めること ・女性又は男性のみに対し仕事を行う機会の利用を奨励すること	企業の任意	企業の任意	なし	リーフレットによる周知を行う
フランス	労働法典	50人以上雇用する事業主	・女性の機会を損なう事実上の不平等を修正するために事業主が行う臨時措置(企業内の労使協議による男女の職業上の平等のためのプランの実施を含む)は、差別に該当しない。 ・事業主は、男女の雇用及び職業訓練の状況を比較した報告書を、企業委員会に諮問した上で、労働監督官に毎年提出しなければならない。 ・企業内の労使協議による男女の職業上の平等のためのプランに基づく活動が模範的な場合は、国の資金援助が受けられる。	報告の提出義務づけ	企業の任意	なし	資金援助あり
ドイツ	女性雇用促進法(第2男女同権法)	公務部門のみ	連邦の行政機関、裁判所に関し、以下のことが定められている。 ・3年後ごとに女性雇用促進計画を策定し、公表・要員の公募に当たっての、女性の応募の促進 ・女性雇用促進計画に従い、採用、昇進について女性比率を高めること ・女性問題委員の任命	報告の提出の義務づけ	計画の作成の義務づけ	なし	
アメリカ	大統領命令 第11246号	年5万ドル以上の政府契約を締結し、50人以上雇用する事業主	年5万ドル以上の政府契約を締結し、50人以上の労働者を雇用する事業主に対し、書面によるアファーマティブ・アクションプログラムの作成が義務付けられている。	(計画の中に含まれている)	計画の作成の義務づけ	企業名の公表 政府契約の取消 契約締結権の剥奪	
カナダ	雇用衡平法	100人以上雇用する事業主	次のことが義務付けられている。 ・特定グループに対して雇用上の障壁となっている雇用慣行の除去 ・様々な職務において、特定グループが労働力全体に占める割合に比例した一定割合を目標とした雇用衡平計画の作成 ・各職種に占める特定グループの割合、使用者数、解雇者数に占める特定グループの割合等について、毎年主務大臣に報告書を提出	報告の提出の義務づけ	計画の作成の義務づけ	雇用状況の分析の報告 提出義務違反に対し罰金	雇用衡平コンサルタントによる助言を行う
オーストラリア	アファーマティブ・アクション法	100人以上雇用する事業主	高等教育機関と100人以上の労働者を雇用する企業に対して、機会均等のためのアファーマティブ・アクション・プログラムを作成・実施し、毎年報告することが求められている。	(計画の中にふくまれている)	計画の作成及びその実施状況の報告の義務づけ	計画の実施状況の報告 提出義務違反に対し、議会での企業名の公表	助言、情報提供等を行う
スウェーデン	男女平等法	10人以上雇用する事業主	10人以上の労働者を雇用する使用者に対し、毎年、平等促進を目的とした計画を策定し、報告することが義務づけられている。	(不明)	計画の作成の義務づけ	機会均等委員会による罰金を伴う義務履行命令	